
KARL MAYER Holding SE & Co. KG

人権尊重に関する方針声明

November 1, 2023



目次

1. 序文	3
2. 人権	3
3. デューデリジェンス義務の履行	3
3.1 自社の事業部門および直接のサプライヤー	3
3.1.1 リスク管理および責任	3
3.1.2 リスク分析	3
3.1.3 措置	3
3.1.4 苦情申立手続	4
3.2 間接的ビジネスパートナー/サプライヤー	4
4. 文書化、監査および監査報告	4
5. コミュニケーション	4
6. 連絡先	4

1. 序文

KARL MAYERグループ（以下「KARL MAYER」といいます。）は、信頼、公正、信用に基づいて行動します。経済的、環境的、社会的な観点から企業としての責任を果たします。人権の尊重は、KARL MAYERグループのこの責任の基本的な部分です。人権尊重に関するこの方針声明は、KARL MAYER行動規範（Code of Conduct | KARL MAYER）のガイドラインを受け継ぎ、これを補足するものです。

弊社にとって、法令および規定の遵守は、責任ある行動の不可欠な基本原則です。弊社は適用される法的義務および要件を遵守し、倫理原則に従って行動します。この枠組みの中で、以下の国際基準を尊重することを約束します：

- ・ 世界人権宣言
- ・ 市民的および政治的権利に関する国際規約
- ・ 経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約
- ・ 労働における基本原則および権利に関する国際労働機関宣言
- ・ ビジネスと人権に関する国連指導原則

この方針声明はKARL MAYERの経営陣によって承認されたものであり、サプライチェーン・デューデリジェンス法（LkSG）に基づくKARL MAYERの人権デューデリジェンス義務の拘束力のある根拠となるものです。

2. 人権

KARL MAYERは、自社の事業活動において以下の人権の保護に努め、また直接のサプライヤーにもこれを求めます：

児童労働の禁止：KARL MAYERでは、いかなる形態の児童労働も厳しく拒否します。弊社は教育を受ける権利を尊重し、国内法および国際的に認められた基準に従って、雇用の最低年齢を考慮します。

強制労働の禁止：弊社はいかなる形態の強制労働も拒否します。

職場における健康および安全の権利：職場の安全および健康確保は、KARL MAYERのすべての業務プロセスの技術的および経済的考慮事項に最初から含まれています。従業員全員が職場環境の安全および健康の確保を推進し、関連規定を遵守します。

結社の自由、団体交渉の権利、ストライキの権利：KARL MAYERは、勤務地の法に従って従業員の結社の自由、労働組合に参加または設立する権利、団体交渉の権利、ストライキの権利を認めます。

機会均等および差別からの保護：機会均等、相互信頼、相互尊重の文化は、弊社にとって非常に重要です。KARL MAYERでは、性別、年齢、肌の色、文化、民族的出身、性的アイデンティティ、障害、宗教、イデオロギーに関係なく、すべての従業員、パートナー、顧客を平等に扱います。

報酬および福利厚生：KARL MAYERにおける報酬およびその他の福利厚生は、少なくとも、弊社が企業活動を行っている各国の法的要件に準拠しています。

人権および環境：持続可能な環境保護および気候保護ならびに資源効率性は、KARL MAYERにとって重要な企業目標です。弊社は環境に対して責任を負います：製品開発から生産、梱包、輸送に至るまで、すべての事業活動において、環境への配慮とエネルギー効率を重視します。KARL MAYERでは、水銀や難分解性有機物質など、LkSGで有害物質として分類されている物質は使用しません。

地域社会および先住民族の保護：KARL MAYERでは、事業活動が地域に与える影響を考慮し、地域社会および先住民の権利を尊重します。

治安部隊の導入における人権保護：KARL MAYERが会社を守るために民間または公的治安部隊を導入する場合、国際的に認められた人権が尊重されなければなりません。KARL MAYERは、拷問、非人道的な扱い、生命および身体へ危害を加える民間または公的治安部隊を導入することを拒否します。

3. デューデリジェンス義務の履行

3.1 自社の事業部門および直接のサプライヤー

3.1.1 リスク管理および責任

KARL MAYERおよび直接のサプライチェーンにおけるデューデリジェンス義務を遵守するために、リスク管理システムを確立しています。リスク管理およびその継続的発展に対する責任は、コンプライアンス部門、またはグローバルソーシングの購買部門にあります。

KARL MAYERの各代表者は、関連分野における人権デューデリジェンスの義務を果たす責任があります。また、この方針声明の内容を従業員に伝える義務があります。

3.1.2 リスク分析

KARL MAYERおよび直接のサプライヤーにおける人権および環境リスクを判断するために、弊社は年1回および必要に応じてリスク分析を実施します。その際、カントリーリスクおよびビジネスモデルのリスクも考慮されます。特定された人権および環境リスクを評価する際には、国連指導原則に基づいた「規模」、「範囲」、「救済可能性」の基準、および発生確率が用いられます。

弊社のビジネスモデルおよび事業展開国に基づき、弊社自身の事業分野およびサプライチェーンにおける優先リスクは、児童労働および強制労働、ならびに労働安全衛生の軽視です。

詳細な結果は、KARL MAYERグループの経営陣に定期的かつ必要に応じて報告されます。

リスク分析は、その実施と有効性について毎年チェックされます。

3.1.3 措置

リスク分析の結果に基づいて、人権デューデリジェンス義務違反の可能性に対する予防措置を講じます。自社の事業部門については、調達戦略の一環としての人権デューデリジェンスの実施や、従業員の研修などの措置がこれに含まれます。さらに、弊社の直接のサプライヤーは、人権デューデリジェンスを実施しているかどうかをアンケートまたは現地監査によりリスクに基づいてチェックされます。

KARL MAYERまたは弊社の直接のサプライヤーにおいてデューデリジェンス違反または人権侵害がすでに発生していることが判明した場合、弊社は適切な是正措置を講じてこれを阻止するよう努めます。

講じられた措置は毎年評価され、その有効性がチェックされます。

3.1.4 苦情申立手続

KARL MAYER自身の事業活動だけでなく、サプライヤーの事業活動における人権および環境リスクまたは違反に関する情報は、以下のチャネルを通じて報告することができます:

- ・ カールマイヤー社の最高コンプライアンス責任者: アンジェラ・ヴァイランド (Angela Weiland)、
連絡先: Compliance@karlmayer.com
- ・ カールマイヤー各社のオンブズパーソン: 住所: Bakertilly, Nymphenburger Straße 3b, 80335 München.
オフィスアワー 月曜～金曜 午前8時～午後6時、
連絡先: +49 89 55066-554 / Ombudsperson.karlmayer@bakertilly.de
- ・ カールマイヤー各社のクレーム処理システム:
<http://whistle-blowing-system.karlmayergroup.com>

これらのチャネルに加えて、従業員は各地域の人権コーディネーターまたは世界中のKARL MAYERの人権担当者に自由に連絡することができます。

苦情申立手続は、公平、独立、機密保持を保証します。

弊社の苦情申立手続に関する手順は、弊社ウェブサイト で公開されており、弊社グループのすべての会社にも提示されています。

苦情申立手続は毎年評価され、有効性がチェックされます。

3.2 間接的ビジネスパートナー/サプライヤー

KARL MAYERが、間接サプライヤーによる人権または環境に関連する義務の違反の可能性を示唆する重大な兆候を得た場合、KARL MAYERは直ちにリスク分析を実施します。この分析に基づいて、防止、停止、または最小化するためのコンセプトが発信者によって作成されます。

4. 文書化、監査および監査報告

弊社は、LkSGに基づく人権デューデリジェンス義務の履行に関する報告書を毎年当社ウェブサイトで開催します。この報告書は審査のためにBAFAにも提出されます。

5. コミュニケーション

この方針声明は、全従業員およびその代理人が適切な形で入手できるようにし、公開されます。

6. 連絡先

アンジェラ・ヴァイランド (Angela Weiland), 人権担当者

- ・ Human.Rights@karlmayer.com, 携帯電話: 0049 1512 9238 476



Arno K.-H. Gaertner
CEO



Dr. Helmut Preßl
CFO